

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

1. 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が報道されています。教師による児童生徒性暴力等は言語道断であり、決してあってはなりません。

国や県の通知を受け、市川市立学校に対して、具体的に取り組むべき事項を通知しましたので、概要をお伝えします。

(1)校内研修の実施

教師による児童生徒性暴力等の防止のための校内研修を改めて実施し、今一度、以下を周知徹底します。

- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下「教員性暴力等防止法」という。)第2条第3項各号に規定する行為は、児童生徒性暴力等に当たり、原則、懲戒免職処分の対象となること
- ・児童生徒性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと

教員性暴力等防止法第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
- ③ 刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

(2)被害の未然防止のための環境・指導体制の整備

- ・学期に1回以上、第三者の視点(PTA 役員や学校運営協議会委員等)を活用した校内点検の実施 等

(3)私的 SNS 連絡の禁止、私物端末の取扱い、児童生徒等の画像データの持ち出し防止の徹底

- ・スマートフォンやタブレット等の私物端末は、貴重品ロッカー等指定場所に置くなど、教育活動の場には持ち込まない
- ・教職員がやむを得ず私物端末を使用する場合、申請用紙に記入させ、管理職が管理
- ・教職員が私物端末の使用許可を得た場合、児童生徒に使用目的について事前に説明 等

(4)盗撮防止のための整理整頓の徹底

- ・校内で不審なカメラ等を発見した場合は、職員間で共有せず、直ちに管理職へ報告するように周知 等

(5)性暴力等の早期発見と相談体制の整備・周知の推進

- ・学校だより、学年だより、ホームページで、「千葉県教育委員会児童生徒わいせつセクハラ相談窓口」について児童生徒・その保護者に向けて周知 https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2303
- ・県教委による児童生徒向けのセクハラ・体罰に関するアンケートの他に、学校生活についてのアンケートに児童生徒性暴力等に関する項目を追加して、年2回以上実施 等

2. 教員任命時に教員免許状失効者のデータベースを確認

文部科学省では、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状を失効などした者の情報に係るデータベースを整備しています。教員を任命・雇用する際には、データベースの情報を検索・閲覧できる「特定免許状失効者管理システム」を活用することが義務付けられています。

市川市立学校で教員を任用する際には、千葉県教育委員会又は市川市教育委員会が当該システムを活用して確認しています。

3. 「こども性暴力防止法」の施行に向けた動き(日本版 DBS など)

教員以外も含めて、子供に接する業務の従事者を配置する際に、性犯罪の前科の有無を確認する、いわゆる「こども性暴力防止法」の施行に向けて、こども家庭庁において、ガイドラインの策定などの作業が進められています。

施行後は、放課後子供教室、放課後保育クラブ、少年自然の家、こどもとしょかんなどに職員を配置する際にも、性犯罪の前科の有無の確認が必要になることが想定されます。

以下のこども家庭庁HPにて検討状況が公表されていますので、ご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>